



第9章 景観計画推進に向けて

9.1 まちづくりの推進体制

この景観計画を実現させるためには、市民のみならず、さまざまな事業所の方、さらに行政がそれぞれの役割を果たしていくと同時に、三位一体となった取り組みが重要となります。

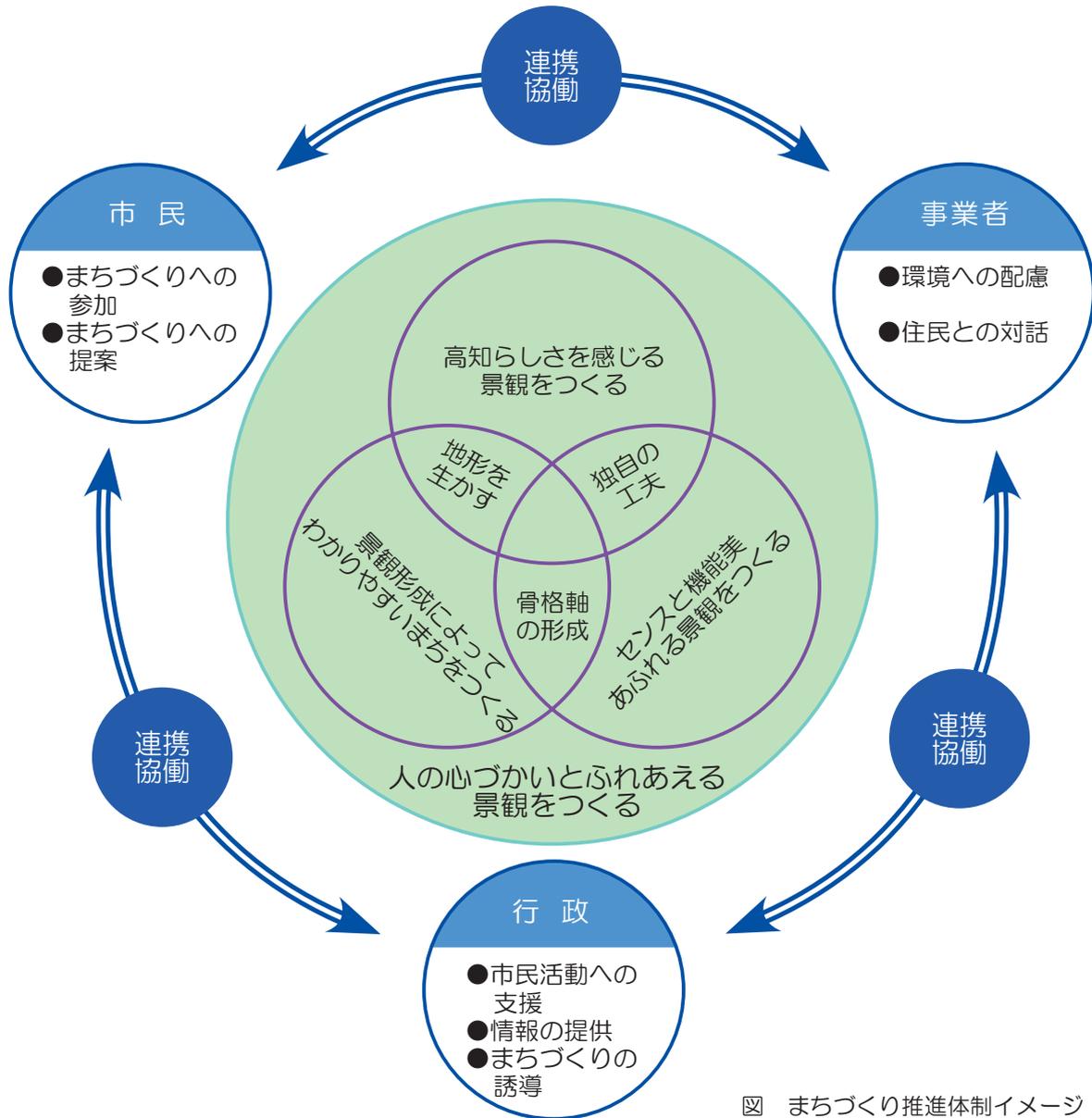


図 まちづくり推進体制イメージ

9.1.1 市民・事業者・行政の連携と協働による景観づくり

協働による景観づくり

良好な景観を形成し維持するためには、まちに生活する市民、そこで活動する事業者、そして総合的な景観形成を誘導していく行政が、それぞれの分野で役割を分担し、連携と協働により景観形成を推進していきます。

景観審議会

良好な景観を形成し維持するために必要な事項を調査・審議するために、学識経験を有する者や市民及び関係する行政機関の職員により構成される景観審議会を組織します。



9.1.2 市民の役割

まちづくりへの参加

良好な景観を形成し維持するためには、皆様のご理解とご協力が重要です。皆様のお住まいになっている住宅やそれに付随している物置、車庫、カーポートなども景観要素ですので、色彩などの意匠や形態について奇抜なものにならないように、周辺の建物や風景と調和させることが重要となります。

また、せっかく整備した良好な景観も放置してしまえば悪くなります。良好な景観を維持するためには、清掃活動や適切な修繕も欠かせません。

まちづくりへの提案

この景観計画は、比較的広い範囲の景観の方向性を示したものとなっています。そのため、それぞれの地域(区域)の景観をこうしたいといった提案によって、その地域の特色を生かしたより良い景観とすることも必要です。

9.1.3 事業者の役割

環境への配慮

良好な景観を形成し維持するためには、実際に工事を行われる事業者の方のご理解とご協力が必要です。工事を行う際には、自然の樹木などが支障になる場合は、その伐採は最小限に止め自然にできるだけ負荷のかからないようにすることが重要です。

住民との対話

建物に関する設計や施工に当たっては、発注者である住民や事業所の意向に沿った計画とすることは当然のことですが、その内容があまり奇抜なものにはならないように発注者との対話を行うことは重要です。

9.1.4 行政の役割

市民活動への支援

良好な景観を形成し維持するためには、市民・事業者・行政とが一体となった取り組みが重要です。そこで、積極的に景観形成を図ろうとしている市民に対しては必要に応じて、できる限りの支援を行います。

情報の提供

本景観計画をより広く市民や事業者理解して頂くため、市の広報誌、パンフレット、ホームページなど、さまざまな方法で積極的に広報活動を行います。

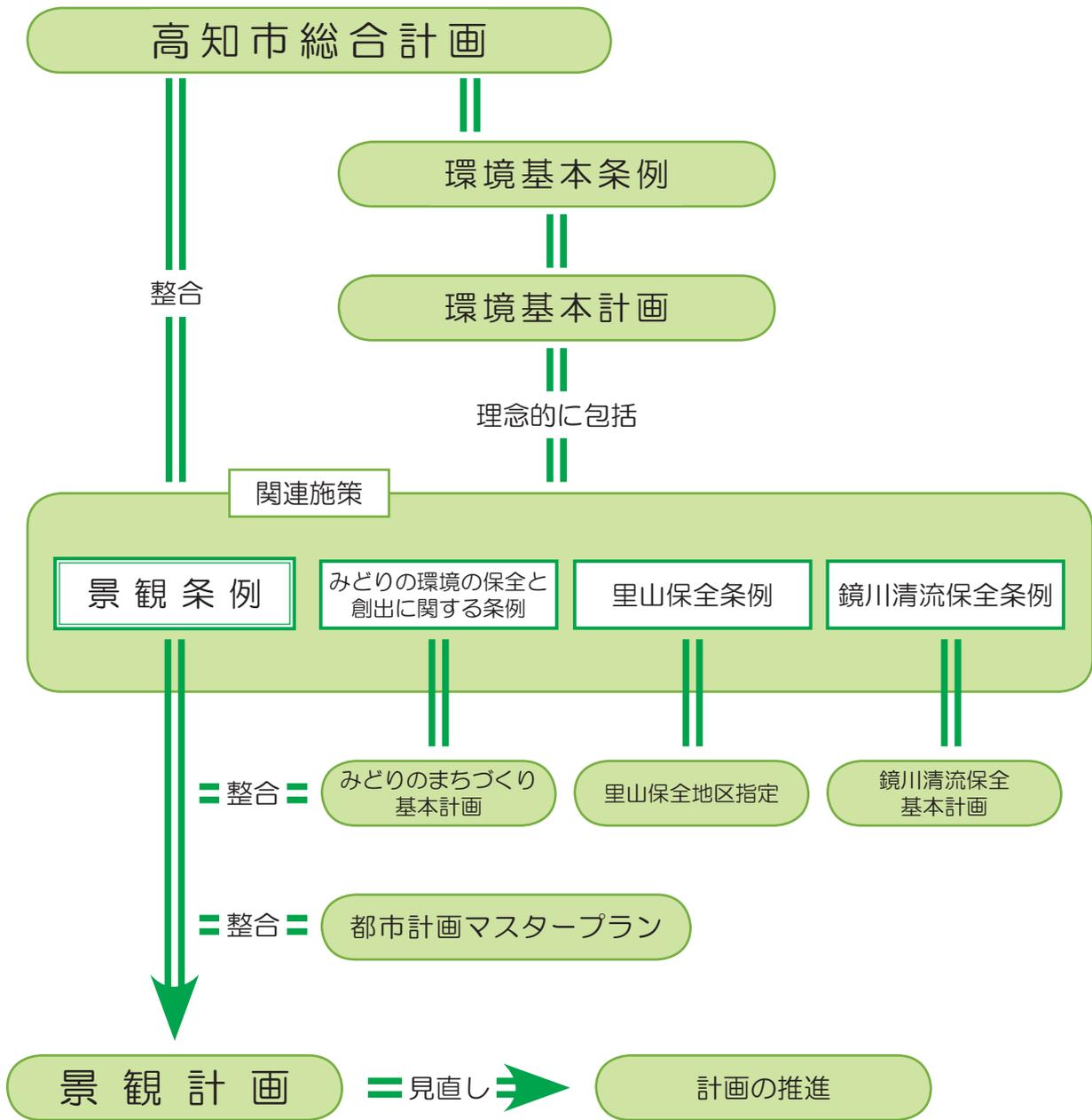
まちづくりの誘導

規制や誘導を行わずに良好な景観が形成されていくことが理想です。しかし、現在の景観は市域の全てが良好な景観を形成しているとは言いにくい状況にあります。そのため、本景観計画においては比較的景観に与える影響の大きな建築物や工作物などについて規制・誘導を行います

行政機関の連携

良好な景観を形成し維持するためには、公共工事が重要な要素となります。関係行政機関との情報交換や意見交換を十分に行います。

9.2 景観計画の見直し



9.2.1 社会経済状況の変化に基づく見直し

本景観計画は、概ね10年先を見据えて配慮すべき整備方針や整備基準を定めており、経年変化や各種施策の進捗状況、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じ計画の見直しを行います。

9.2.2 関連施策の更新に伴う見直し

本景観計画に関連する各種施策の見直しについては、その動向や見直しの内容を踏まえながら柔軟に対応をしていきます。



